

令和2年6月11日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様
一般社団法人広島県歯科医師会会長 様
公益社団法人広島県薬剤師会会長 様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

国による手指消毒用エタノールの優先供給スキームの
区分及び発注上限量について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国による手指消毒用エタノールの優先供給スキームの発注方法等については、令和2年5月29日付けで通知しているところですが、国から次のとおり施設の区分及び発注上限が示されました。

については、貴会会員への周知をよろしくお願いします。

なお、広島県救急医療ネットへメールアドレスを登録されている医療機関へは、別紙のとおりメールで通知しています。

【区分及び上限量について】

1 新型コロナウイルスに直接的に対応している医療機関等

「感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関、新型コロナウイルス確定患者を受け入れているための病床を確保した医療機関、重症度が高い患者が入院する医療機関」が該当します。

本区分の上限は200Lです。

2 1以外の医療機関

「その他医療機関（病院）、その他医療機関（診療所）、その他の医療機関（歯科医院）、薬局、その他消毒用アルコールの不足により、直ちに生命の危機が生じる可能性のある機関、軽症者対応のホテル」が該当します。

本区分の上限は10Lです。

担当 製薬振興グループ
電話 082-513-3223 (ダイヤルイン)
e-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 白石, 源内)